

広島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全の確保を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）に基づき、危険住宅の移転を行う者（以下「移転事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続きの特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、交付金要綱において定められた用語の例による。

(補助金交付の対象等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は別表のとおりとする。ただし、公共事業等による立ち退きに伴い、危険住宅の除却に係る補償費を受ける場合は、危険住宅の除却等に要する経費は対象としない。

- 2 前項で定める別表中、補助金の交付の対象となる経費は、交付金要綱附属第Ⅲ編表イー16－(12)－1が改正された場合、同日付けで改正されるものとする。
- 3 補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 移転事業は、補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日までに完了し、補助金額の確定を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 5 補助金の交付を受けた者は、当該跡地には住宅を建築しないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、移転事業の着手（移転事業に係る契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除却等の場合にあっては、第5号、第6号、第9号及び第10号に掲げる書類の添付を要しない。また、第3条第1項ただし書きの規定により危険住宅の除却等に要する経費を対象としない場合にあっては、第8号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 危険住宅の付近見取図、配置図（交付金要綱附属第Ⅱ編イー16－(12)③第1第2項第1号のいずれかの区域内であることが分かる図を含む。）、平面図及び外観写真
- (4) 危険住宅の建築時期及び延べ面積が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
- (5) 危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (6) 移転先住宅が、省エネ基準に適合していることが確認できる書類（移転先住宅が、新築の場合に限る。）
- (7) 移転事業に係る資金計画書（別記第2号様式）
- (8) 危険住宅の除却等費の見積書

- (9) 移転先住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）及び改修に要する経費の見積書
 - (10) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金の借入を予定している金融機関、その他の機関において、建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
 - (11) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書（別記第3号様式）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次条に定める全体設計承認を受けて、補助金の交付を受けようとする者は、最終完了年度までの年度ごとに、所定の補助金交付申請書（別記第1号様式）に、当該年度の移転事業が危険住宅の除却等の場合は前項第7号及び第8号に掲げる書類を、移転先住宅の建設、購入及び改修の場合は前項第7号、第9号及び第10号に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付の決定を受けなければならない。
- 3 前2項の補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（全体設計承認）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に係る工事が複数年度にわたる場合には、所定の全体設計承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、初年度の補助金の交付の申請までに、当該工事に係る事業費の総額及び各年度の出来高等に関する全体設計（以下「全体設計」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる書類
 - (2) 年度ごとの工程が確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、これを審査して、全体設計を承認すると決定したときは所定の全体設計承認通知書（別記第5号様式）により、全体設計を承認しないと決定したときは所定の全体設計不承認通知書（別記第6号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 全体設計の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。
- (1) 全体設計の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 全体設計に係る補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 全体設計に係る補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は全体設計に係る補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 全体設計に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、10年間保存しておくこと。
 - (5) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。
- 4 市長は、前項に定める条件のほか、全体設計の承認の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の申請書の提出があった場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは所定の交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金を交付しないと決定したときは所定の不交付決定通知書(別記第8号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、広島市がけ地近接等危険住宅移転事業の経費に充てること。
- (2) 移転事業に要する予算を変更し、又は移転事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 移転事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 移転事業が予定の期間内に完了しないとき、又は移転事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 移転事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

これらの書類及び帳票は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後、10年間保存しておくこと。

- (6) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (7) 移転事業が完了したときは、その完了の日から40日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内)又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日(市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日)までに、補助事業実績報告書に第10条第1項の規定による書類を添えて市長に提出すること。ただし、第5条の全体設計承認を受けた者は、当該年度の移転事業の完了の日から40日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内)又は補助金の交付の決定を受けた各会計年度の2月末日のいずれか早い日(市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日)までに、提出すること。
- (8) 危険住宅の解体に伴い必要な手続きや発生した廃材の処理等は関係法令を遵守し、適切に行うこと。
- (9) 第4条第3項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
- (10) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。

3 市長は、前項に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

(補助金の経理等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(補助事業内容の変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、決定後において規則第12条第1項各号に掲げる変更等を行う場合は、遅滞なく所定の補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、所定の補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記第10号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（全体設計に係る補助事業の変更等）

第9条 全体設計の承認を受けた者は、全体設計に係る補助事業の内容等の変更をしようとするときは、第6条の交付の決定の通知を受ける前又は前条の変更の承認の通知を受ける前に所定の全体設計変更（中止・廃止）承認申請書（別記第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、所定の全体設計変更（中止・廃止）承認通知書（別記第12号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、移転事業完了後40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、所定の実績報告書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が危険住宅の除却等の場合にあっては、第4号から第10号までに掲げる書類の添付を要しない。また、第3条第1項ただし書きの規定により危険住宅の除却等に要する経費を対象としない場合にあっては、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真
 - (2) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
 - (3) 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書の写し
 - (4) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し
 - (5) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書の写し
 - (6) 移転事業に係る資金調達書（別記第14号様式）
 - (7) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
 - (8) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（実績報告日の3月以内に交付されたものに限る。）
 - (9) 移転先住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
 - (10) 移転先住宅が、省エネ基準に適合していることが確認できる書類（移転先住宅が、新築の場合に限る。）
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第4条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条に定める全体設計承認を受けた者は、当該年度の移転事業完了後40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに提出するものとする。この場合において、当該年度の移転事業が危険住宅の除却等の場合は第1号から第3号まで及び第11号に掲げる書類を、移転先住宅の建設、購入及び改修の場合は第1号及び第4号から第11号までに掲げる書類を

添付するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第 1 1 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの確認をするものとし、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、所定の確定通知書（別記第 1 5 号様式）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 第 5 条の全体設計承認を受けた補助事業の実績報告書の提出があった場合には、前項の「補助金の額」については、「当該年度に完了した移転事業に応じた補助金の額」と読み替えるものとする。

（補助金の交付請求等）

第 1 2 条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、遅滞なく所定の補助金交付請求書（別記第 1 6 号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による申請者からの請求書受理後、30日以内に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、規則第 1 2 条第 3 項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、所定の補助金交付決定取消（変更）通知書（別記第 1 7 号様式）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、規則第 1 8 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、所定の補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記第 1 8 号様式）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、所定の補助金返還命令書（別記第 1 9 号様式）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金の納付については、規則第 2 0 条の規定による。

（検査等）

第 1 5 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者及び補助金の交付を受けた者に対して、移転事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 6 条 補助金の交付を受けた者は、移転事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、所定の消費税仕入控除税額報告書（別記第 2 0 号様式）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

（暴力団の排除）

第 1 7 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成 2 2 年広島県条例第 3 7 号）第 1 9 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、第 6

条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任規定)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は都市整備局指導担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前に事業完了した危険住宅の除去等費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

経費の区分		補助対象額	補助対象費用の内容	補助率
危険住宅の除却等に要する経費(除却等費)	除却に要する費用	国土交通省が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費を限度とする。(ただし、その額が2,000千円を超えるときは、2,000千円。)	危険住宅の除却に要する次の費用 1 撤去費	10/10
	その他除却等に要する費用	1戸あたり975千円を限度とする。	危険住宅のその他除却等に要する次の費用 1 動産移転費 2 跡地整備費 3 仮住居費 (家賃3か月分以内) 4 その他移転に伴う経費 (10千円以内)	
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費(建物助成費)		1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜崩壊危険区域及び出水による災害危険区域(以下「特殊土壌地帯等」という。)については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。	危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額	10/10

特殊土壌地帯：特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）の規定により指定される地域

地震防災対策強化地域：大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により指定される地域

急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の規定により指定される区域

災害危険区域：建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により地方公共団体の条例で指定できる、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域